

第1条中「第18条の5第10項」を「第19条第11項」に、「第38条の5第8項」を「第38条の5第9項」に改める。
 第1号様式中「第18条の5第10項」を「第19条第11項」に、「第38条の5第8項」を「第38条の5第9項」に改める。
 第2号様式中「第18条の5第10項」を「第19条第11項」に、「第38条の5第8項」を「第38条の5第9項」に改める。
 第3号様式中「第18条の5第10項」を「第19条第11項」に、「第38条の5第8項」を「第38条の5第9項」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

熊本県告示第458号

熊本県収入証紙条例（昭和39年熊本県条例第24号）第5条第1項の規定により、売りさばき人の指定を次のように取り消した。

平成17年4月13日

熊本県知事 潮 谷 義 子

住 所	名称及び代表者氏名	取消年月日
熊本市九品寺1丁目18番1号	財団法人 熊本県消防協会 会長 前田 衛	平成17年3月31日

熊本県告示第459号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を解除予定保安林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成17年4月13日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 解除に係る保安林の所在場所 熊本県葦北郡芦北町大字小田浦字井手尾597の5、597の6
- 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 解除の理由 道路用地とするため

熊本県告示第460号

昭和63年9月6日熊本県告示第618号の2（屋外広告物及びこれを掲出する物件に係る禁止地域・許可地域等の指定）の一部を次のように改め、平成17年4月13日から施行する。

平成17年4月13日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1の項の1の号から8の号までを次のように改める。
- 県道内牧停車場線の山崎橋（阿蘇市狩尾地内）から県道河陰阿蘇線との交点（阿蘇市内牧地内）までの区間の道路及び当該道路の路端から100メートル以内の区域
 - 市道内牧幹線4号の県道河陰阿蘇線との交点（阿蘇市三久保地内）から国道212号との交点（阿蘇市内牧地内）までの区間の道路及び当該道路の路端から200メートル以内の区域
 - 国道212号の阿蘇市西前無田1065番1地先から県道阿蘇一の宮線との交点（阿蘇市小里地内）までの区間の道路及び当該道路の路端から100メートル以内の区域
 - 県道阿蘇一の宮線の岳川橋（阿蘇市一の宮町宮地地内）から県道別府一の宮線との交点（阿蘇市一の宮町宮地地内）までの区間の道路及び当該道路の路端から100メートル以内の区域
 - 県道別府一の宮線の阿蘇市役所前から国道57号との交点（阿蘇市一の宮町宮地地内）までの区間の道路及び当該道路の路端から100メートル以内の区域
 - 国道57号の市道坂梨本通り線との交点（阿蘇市一の宮町坂梨地内）から阿蘇市蔵原849番1地先までの区間の道路及び当該道路の路端から100メートル以内の区域
 - 国道57号の県道阿蘇吉田線との交点（阿蘇市黒川地内）から阿蘇市黒川隻引川原24番1地先までの区間の道路及び当該道路の路端から100メートル以内の区域
 - 国道57号の市道赤水11号線との交点（阿蘇市赤水地内）から赤瀬橋（南阿蘇村赤瀬地内）までの区間の道路及び当該道路の路端から100メートル以内の区域
 - 1の項の10の号を次のように改める。
 - 国道325号の南阿蘇村と高森町の境界から町道村山天神線との交点（高森町高森地内）までの区間の道路及び当該道路の路端から100メートル以内の区域
 - 1の項の11の号中「第12条」を「第7条」に、「第14条又は第15条」を「第9条又は第10条」に、「環境庁長官」を「環境大臣」に改める。
 - 3の項の表1の1の項から1の4の項までを次のように改める。

1の1	国道3号	第三種 禁止地域	福岡県との境界	市道田淵柏ノ木線との 交点（山鹿市鹿北町岩 野地内）	路端から200 メートル以内	山鹿市
-----	------	-------------	---------	----------------------------------	-------------------	-----

1の2	国道3号	第一種 許可地域	市道田淵柏ノ木線との 交点（山鹿市鹿北町岩 野地内）	堂原橋（山鹿市鹿北町 四丁地内）	路端から200 メートル以内	山鹿市
1の3	国道3号	第三種 禁止地域	堂原橋（山鹿市鹿北町 四丁地内）	市道558号杉北部線と の交点（山鹿市杉地 内）	路端から200 メートル以内	山鹿市
1の4	国道3号	第三種 禁止地域	岩原橋（山鹿市南島地 内）	県道田底鹿本線との交 点（植木町宮原地内）	路端から100 メートル以内	山鹿市 植木町

3の項の表1の7の項及び1の8の項を次のように改める。

1の7	国道3号	第三種 禁止地域	国道57号との交点 （宇土市水町地内）	熊本県自動車運転試験 場前	路端から100 メートル以内	宇土市 宇城市
1の8	国道3号	第三種 禁止地域	砂川橋（宇城市小川町 南小川地内）	氷川橋（竜北町と宮原 町との境界）	路端から100 メートル以内	宇城市 竜北町

3の項の表1の10の項を次のように改める。

1の 10	国道3号	第三種 禁止地域	鹿児島本線との交点 （八代市日奈久馬越町 地内）	佐敷隧道出口（芦北町 白岩地内）	路端から100 メートル以内	八代市 芦北町
----------	------	-------------	--------------------------------	---------------------	-------------------	------------

3の項の表2の1の項から2の6の項までを次のように改める。

2の1	国道57 号	第三種 禁止地域	大分県との境界	阿蘇市波野大字小池野 と阿蘇市一の宮町坂梨 との境界	路端から200 メートル以内	阿蘇市
2の2	国道57 号	第二種 禁止地域	阿蘇市蔵原849番1地 先	県道阿蘇吉田線との交 点（阿蘇市黒川地内）	路端から100 メートル以内	阿蘇市
2の3	国道57 号	第二種 禁止地域	阿蘇市黒川字隻引川原 24番1地先	市道赤水11号線との 交点（阿蘇市赤水地 内）	路端から100 メートル以内	阿蘇市
2の4	国道57 号	第二種 許可地域	南阿蘇村と阿蘇市との 境界	赤瀬橋（南阿蘇村赤瀬 地内）	路端から100 メートル以内	南阿蘇村
2の5	国道57 号	第二種 禁止地域	赤瀬橋（南阿蘇村赤瀬 地内）	南阿蘇村と大津町との 境界	路端から100 メートル以内	南阿蘇村
2の6	国道57 号	第三種 禁止地域	南阿蘇村と大津町との 境界	豊肥本線との交点（大 津町引水地内）	路端から100 メートル以内	大津町

3の項の表2の10の項及び2の11の項を次のように改める。

2の 10	国道57 号	第二種 禁止地域	市道3丁線との交点 （宇土市住吉町地内）	宇城市三角町三角浦字 瀬戸外又1123番地先	路端から100 メートル以内	宇土市 宇城市
2の 11	国道57 号	第三種 禁止地域	宇城市三角町三角浦字 瀬戸外又1123番地先	国道266号との交点 （宇城市三角町三角浦 地内）	路端から100 メートル以内	宇城市

3の項の表4の2の項を次のように改める。

4の2	国道212 号	第三種 禁止地域	町道関田倉原線との交 点（小国町宮原字関田 地内）	阿蘇くじゅう国立公園 との境界	路端から200 メートル以内	小国町 阿蘇市 南小国町
-----	------------	-------------	---------------------------------	--------------------	-------------------	--------------------

3の項の表5の1の項を次のように改める。

5の1	国道218 号	第三種 禁止地域	国道3号との交点（宇 城市松橋町浦川内地 内）	宮崎県との境界	路端から100 メートル以内	宇城市 美里町 山都町
-----	------------	-------------	-------------------------------	---------	-------------------	-------------------

3の項の表8の1の項及び8の2の項を次のように改める。